DX実装専門家派遣に係る実施要領

令和5年8月7日制定

(目的)

第1条 鳥取県委託事業「令和5年度製造業スマートファクトリー化推進業務」の「DX実装専門家派遣」は、製造業に関わる企業、団体(以下、「企業」という。)が、企業自ら、又は地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)の支援だけでは解決できない生産工程の課題やDX導入効果に対する疑問に対して、センターが専門知識を有する人材(以下「専門家」という。)を企業に派遣することで解決へと導き、もって県内中小企業のDX導入を支援することを目的とする。

(統括者)

第2条 この派遣に係わる統括者は研究統括本部長(以下、「本部長」という。)とする。

(派遣の対象分野)

- 第3条 この要領において、派遣の対象とする技術分野は次のものとする。
- (1)電子、有機材料の分野
- (2)機械・金属の分野
- (3) 食品開発及び発酵生産の分野
- (4) その他本部長が派遣の対象とする技術分野であると認めたもの

(派遣の基準)

- 第4条 センターは、企業の生産工程の課題等の技術的課題について、次の全ての要件を満たす場合に専門家の派遣を実施することができるものとする。
 - (1) 企業の所在地が県内にあること。
 - (2)派遣の対象分野が第3条各号のいずれかに該当すること。
 - (3)企業自ら課題の解決が困難であるか又はセンターの支援だけでは解決が困難であること。
 - (4) 専門家の派遣により、課題の解決が図られる可能性があること。

(派遣の回数及び日数の目安)

- 第5条 派遣回数は1社1回を原則とし、1回あたりの派遣日数は1日程度とする。
- 2 ただし内容によって本部長が必要と認めた場合は複数回実施できるものとする。

(派遣の期限)

第6条 派遣の期限は令和6年2月29日とする。ただし、派遣費用の累計が予算の範囲を超える場合は、以後の派遣を実施しないこととする。

(派遣の手続き)

- 第7条 生産工程等の課題解決のため、センターに専門家の派遣を要望する企業は、専門家派遣申請書(様式第1号)を、本部長に提出しなければならない。
- 2 本部長は、派遣が適当と認めるときは派遣する専門家を決定し、専門家派遣依頼書(様式第 2号)により専門家に派遣依頼を行う。
- 3 本部長は、前項の規定により専門家が派遣の依頼を承諾したときは、専門家派遣回答書(様 式第3号)により、依頼のあった企業へ通知するものとする。
- 4 本部長は、専門家派遣が適当でないと認めるときは、専門家派遣回答書(様式第3号)により、派遣が適当でない旨を依頼のあった企業へ通知するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 派遣に要する経費として、センターは専門家に旅費と謝金を支払うものとする。だだし、 第11条第3号の規定により専門家が派遣の中止を求めた場合は、派遣中止後の謝金を支払わな いものとする。
- 2 派遣先企業は、派遣に係る旅費及び謝金以外の費用を、必要に応じて負担するものとする。

(守秘義務)

- 第9条 派遣を受諾した専門家は、この派遣において知り得た一切の情報を秘密として扱い、センター及び企業への書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示しないものとする。 ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 既に公知の情報であるもの
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - (3) センター又は企業から当該情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの

(損害賠償)

- 第10条 派遣先企業又は専門家の故意又は過失によりセンター、当該企業、専門家、第三者に損害を与えたときは、当該企業又は専門家がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条により派遣を中止するときにおいて、センター、派遣先企業及び専門家はそれぞれが中止により受けた損害については、互いにその責めを負わない。

(派遣の中止)

- 第11条 本部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣を中止することができるものと する。
 - (1) 天災その他やむをえない事由により派遣の実施が困難となった場合
- (2)派遣の実施により、センターの業務に重大な支障が生じる恐れがある場合
- (3) 企業又は専門家が派遣の中止を求めた場合
- 2 センターは、前項の規定により、派遣を中止したときは、第8条の旅費、謝金は支払わないものとする。

(成果の報告)

第12条 本部長は、派遣を終了したときは、専門家派遣報告書(様式第4号)を派遣先企業に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この派遣に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

専門家派遣申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 研究統括本部長 様

> 郵便番号 住所 申請者 名称及び 代表者氏名 電話番号

印

DX実装専門家派遣に係る実施要領7条第1項の規定に基づき、専門家の派遣を申請します。

技術的課題の名称									
技術的課題の具体的内容									
希望する専門家の派遣日 時	令和	年	月	日	時	分	~	時	分
申請者側の連絡担当者	*申請者と同じ場合は省略可 (氏 名) (役職名) (電話番号)								

専門家派遣依頼書

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

(専門家派遣予定者 職・氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 研究統括本部長

DX実装専門家派遣に係る実施要領に基づき、専門家として企業の技術的課題に対してご指導をいただくため、下記のとおり派遣を依頼しますのでご承諾いただきますようお願いします。ご承諾の折りには、別紙承諾書に記入押印の上、ご返送くださるようお願いします。

記

- 1 専門家の派遣日時
 - 令和 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 2 派遣先企業

住州

名称及び代表者氏名

- 3 指導内容(技術的課題の名称)
- 4 報酬 円を支払います。
- 5 旅費 当センターの規定により支払います。
- 6 派遣の条件
 - ・報告書の作成
 - ・DX実装専門家派遣に係る実施要領に規定する条件

承諾書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 研究統括本部長 様

令和 年 月 日付第 号で依頼のあった専門家派遣について、DX実装専門家派遣に係る実施要領で規定する条件で承諾します。

令和 年 月 日

所 属

職・氏名

専門家派遣回答書

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

(申請者の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 研究統括本部長

令和 年 月 日付けで申請のあった専門家派遣について、DX実装専門家派遣に係る 実施要領第7条第3項に基づき(※派遣しない場合 第7条第4項に基づき)、次のとおり回答し ます。

記

- 専門家派遣
 専門家の派遣を行う。
- 2 派遣日時

令和 年 月 日 時 分から 時 分まで

3 派遣する専門家 (所属・職・氏名)

※派遣しない場合

1 専門家派遣

専門家の派遣を行わない。

理由

のため

専門家派遣報告書

 番
 号

 令和
 年
 月

 日

(申請者の名称及び代表者氏名) 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 研究統括本部長

令和 年 月 日付けで申請のあった専門家派遣について、DX実装専門家派遣に係る 実施要領第12条に基づき、その実績を報告します。

記

- 1 専門家の派遣日時令和 年 月 日 時 分 から 時 分 まで
- 2 派遣専門家の所属・職・氏名
- 3 技術的課題の名称
- 4 専門家派遣による成果の内容